特集2　令和元年台風19号
復旧･復興支援についてのお知らせ

災害復旧に向けての ご相談は 商工会議所へ！

謹んで台風による災害のお見舞いを申しあげます

このたびの台風19号で被災された皆さまに衷心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風は、非常に強い勢力で上陸し、広い範囲で大雨や暴風をもたらしました。宇都宮市では、河川の氾濫による床下・床上浸水被害が特に甚大で、依然として家具や什器の処理が進まない状況も見受けられます。

被害にあわれた事業者の皆さまの一刻も早い復旧と、平時の事業活動が再開されますことを心よりお祈りいたします。

なお、宇都宮商工会議所では、「台風19号による災害に関する特別相談窓口」を設置しておりますので、被災された事業者の皆さまには、事業を再開するうえでのお困りごと等がございましたら、気兼ねなくご相談ください。

また、被災地域の実情を把握し、今後の支援策や支援体制を整えるために、当所職員がお伺いすることがございますので、差し支えなければ情報をご提供いただきますようお願い申し上げます。

宇都宮商工会議所　会頭　藤井　昌一

特別相談窓口の設置

当所では、「令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口」を設置しました。経営上でお困りのことがありましたら、まずご相談ください。台風による影響を直接・間接的に受けた企業の皆さまが少しでも早く事業が回復できるように関係機関等と連絡を取り合い、丁寧できめ細かい対応に努めてまいります。

日本政策金融公庫の災害復旧貸し付け

■対象

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

■概要

	中小企業事業	国民生活事業
金利（基準利率）※	1.11％	1.35％（災害貸付）
貸付限度額	別枠で 1億5,000万円 （代理貸付:7,500万円）	各貸付制度の 上限額に上乗せ 3,000万円 （代理貸付:1,500万円）
貸付期間	設備／15年以内 運転／10年以内 （据置期間2年以内）	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる（一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）
担保条件	直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う	

※利率はいずれも令和元年10月1日現在（貸付期間5年の場合）

セーフティネット保証４号

■制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（１００％保証）を行う制度です。

■対象中小企業者

①指定地域内で１年間以上継続して事業を行っていること

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１カ月の売上高等が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その２カ月を含む３カ月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

■内容（保証条件）

対象資金	経営安定資金
保証割合	100％ 保証
保証限度額	無担保8,000万円、 普通２億円（別枠） 【一般保証限度額】 普通保証2億円以内 無担保保証8,000万円以内 ＋ 【別枠保証限度額】 普通保証2億円以内 無担保保証8,000万円以内
保証人	原則第三者保証人は不要

栃木県へ緊急要望を実施

栃木県商工会議所連合会（県内９商工会議所）は、10月28日（月）、栃木県知事に対して『台風19号による被災からの復旧に向けた緊急要望』を実施しました。主な内容は次の通りです。

◎産業インフラ等の早期復旧

県内における被害状況の全容を早期に把握するとともに、河川の氾濫、土砂災害、道路の被災箇所については、県内経済の再生と活性化を図るため、迅速な復旧に取り組まれたい。

また、今後の県民生活の安定並びに県内産業の持続的発展を図るため、河川堤防の総点検及び堤防強化、ハザードマップの周知徹底などの防災対策を講じられたい。

◎被災企業の復旧に向けた補助制度の創設

このたび被災した企業には、地域産業の要となる企業も少なくなく、こうした企業の経済活動が停滞すれば、下請け企業等へも広く影響を及ぼしかねない。

一方、被災した小規模事業者では、経営者の高齢化も進んでいることから、損壊が激しいために復旧を断念し、廃業という決断に追い込まれることも懸念される。

ついては、被災企業の規模にかかわらず、復旧に向けた取り組みを後押しするような補助制度を創設されたい。

◎融資制度の拡充と迅速な対応

被害を受けた商工業者に対し、県の制度融資に係る融資条件の優遇措置を講じるとともに、既存の制度融資の利用者に対しても、借換融資を活用した償還期間の延長措置を講じられたい。また、新規に融資を申し込みした場合、融資手続を迅速に処理するよう配慮されたい。

◎観光産業に対する支援

被災地域には本県を代表する観光地が含まれていることから、アクセス道路、鉄道等のインフラ整備に迅速に取り組まれたい。

さらに、通常営業が可能な観光関連事業者においても、過度に誤った風評が浸透することによって、経済活動が停滞することも想定されるので、県内外に災害復旧の状況を速やかに情報発信し、観光地のイメージ回復に努め、誘客促進を図られたい。

市内千波町周辺

台風19号による主な被害について

宇都宮市内の主な被害を、「台風19号に係る被害について」（宇都宮市発表）より抜粋します。

【住家被害】
床上浸水577件、床下浸水288件（錦、大曽、千波町、今泉、大通り、東塙田、宮町、天神、下河原町、西原町、簗瀬町、細谷町、細谷、下荒針町、上戸祭町、大谷町、福岡町、金田町、田下町、上小池町、今里町、瓦谷町など）他

【公共施設被害】
土砂崩れ2件（北山霊園、八幡山公園）、冠水10件（石井緑地、柳田緑地、道場宿緑地、下河原水再生センター、大谷景観公園ほか5公園）、一部損壊（大谷駐車場）、橋破損（ろまんちっく村）、倒木（みずほの自然の森公園ほか）他

【道路被害】
道路冠水139件、法面崩壊100件、倒木14件、橋梁被害4件（川田橋流出、乙女橋・観音橋の一部損壊ほか）

【河川被害】
河川溢水21件（淀橋下流左岸（姿川）、大通り4丁目（田川）ほか）、護岸崩れ・洗掘28件

【その他】
停電約3、000件（最大）→13日に全て復旧
ずれ込み1件（申田地区・埋め戻し済の採石場跡地での小規模ずれ込み）他

※「台風19号に係る被害について（第12報）」
（宇都宮市発表、令和元年10月18日現在）より抜粋

問合せ／経営支援部 特別相談窓口　☎028-637-3131